

令和2年6月19日

各加盟団体各位

公益財団法人 広島県体育協会

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」
の一部改正について

平素より本会諸事業推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、別紙のとおり、新型コロナウイルス感染症広島県対策本部から県の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を一部改正した旨の通知がありました。

つきましては、各加盟団体におかれましては、このことについて、関係者の皆様に周知いただきますようお願いいたします。

令和2年6月18日

公益財団法人広島県体育協会会長 様

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長

広島県知事 湯崎 英彦

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための
広島県の対処方針」の一部改正について（通知）

本県では、外出自粛や休業の協力依頼の解除以降も「新しい働き方様式」等を活用しつつ、感染防止対策に取り組んでいるところです。

こうした中、県においては感染状況等を踏まえ、次のとおり、県の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を一部改正しました。

については、この内容につき、貴協会の構成員や関係者の皆様に周知してください。

【主な改正内容】「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」

～施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請（法第24条第9項）

区分	適用期間	内 容
改正後	6/19～ 7/9	イベントの開催条件 ・屋内であれば1,000人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること。 ・屋外であれば1,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること (できるだけ2m)を目安としつつ、感染防止対策を講じた上で、開催することができる。
改正前	～6/18 まで	イベントの開催条件 ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること。 ・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること (できるだけ2m)を目安としつつ、感染防止対策を講じた上で、開催することができる。

担 当 地域政策局スポーツ推進課

電 話 082-513-2641（ダイヤルイン）

（担当者 林，藤井）